

第7章 資料

1 鎌倉市次世代育成支援対策協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 市民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つことができる環境を整備するための次世代育成支援対策に関し、市民や専門家等の意見を広く反映させることを目的として、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に基づき鎌倉市次世代育成支援対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱をした日から平成22年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協議会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は公開とする。ただし、委員長が公開することを不相当と認めるときはこの限りでない。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、次世代育成支援対策について委員を補佐する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、こどもみらい課、保育課、こども相談課及び市民健康課が担当する。

(次世代育成団体別懇談会)

第9条 市は、次世代育成についての意見を求めるため、事業主などが組織する地域協議会と次世代育成団体別懇談会を実施し、必要な連携を図っていくものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成16年4月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年8月1日施行）

この要綱は、決裁の日から施行する。

2 鎌倉市次世代育成支援対策協議会委員名簿

(任期：平成19年6月22日～平成22年3月31日)

選出団体等	役職等	氏名
明治学院大学	教授	松原 康雄
神奈川県立保健福祉大学	教授	新保 幸男
鎌倉商工会議所	青年部会長	中村 発雄 (H19.6.22～H20.3.31) 大島 智 (H20.7.4～H21.3.31) 石井 浩彦 (H21.6.4～H22.3.31)
鎌倉青年会議所	理事	兵藤 忠洋
鎌倉市社会福祉協議会	常務理事	上林 忠 (H19.6.22～H20.3.31) 小川 研一 (H20.7.4～H22.3.31)
鎌倉保健福祉事務所	保健福祉部 保健福祉課長	山多 美代子 (H19.6.22～H20.3.31) 渡部 俊子 (H20.7.4～H22.3.31)
鎌倉市民生委員児童委員協議会	主任児童委員*	尾島 珠世
かまくら子育て支援グループ懇談会	代表	平野 佳世子
鎌倉市手をつなぐ育成会	会長	宮内 淑江
鎌倉市保育会	会長	富田 英雄
鎌倉市保育園保護者連絡会	副会長	浅田 麻由 (H19.6.22～H20.3.31) 米須 杏子 (H20.7.4～H21.3.31) 鈴木 百恵 (H21.6.4～9.30) 多賀 由美子 (H21.10.9～10.31) 竹内 玲子 (H21.11.26～H22.3.31)

選出団体等	役職等	氏名
鎌倉私立幼稚園協会	振興部長	森 研四郎 (H19.6.22~H20.3.31) 石井 秀卓 (H20.7.4~H22.3.31)
鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	役員	金子 雅子 (H19.6.22~H20.3.31) 東山 恭子 (H20.7.4~H21.3.31) 田中 恵美子 (H21.6.4~H22.3.31)
鎌倉市立小学校長会	校長	鎌倉市立小坂小学校校長 山本 満 (H19.6.22~H20.3.31) 鎌倉市立第二小学校校長 兵藤 嘉子 (H20.7.4~H22.3.31)
鎌倉市PTA連絡協議会	副会長	田沼 由美子 (H19.6.22~H20.3.31) 金澤 真理 (H20.7.4~H21.3.31) 赤瀬川 由乃 (H21.6.4~H22.3.31)
鎌倉市青少年指導員連絡協議会	副会長	小坂 泰子
市民公募委員		鈴木 綾子
市民公募委員		岡田 智佳子

委員長

副委員長

3 後期計画策定の経過

年月日	審議会・委員会等審議内容等																				
平成 21 年 2 月 25 日 ～ 3 月 17 日	<p>鎌倉市次世代育成支援に関するニーズ調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象</th> <th>配布数</th> <th>有効回収数</th> <th>有効回収率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 歳～2 歳児保護者</td> <td>849 件</td> <td>599 件</td> <td>70.6%</td> </tr> <tr> <td>3 歳～5 歳児保護者</td> <td>901 件</td> <td>613 件</td> <td>68.0%</td> </tr> <tr> <td>6 歳～12 歳児の保護者</td> <td>1,750 件</td> <td>1,167 件</td> <td>66.7%</td> </tr> <tr> <td>25 歳～40 歳市民</td> <td>500 件</td> <td>274 件</td> <td>54.8%</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率	0 歳～2 歳児保護者	849 件	599 件	70.6%	3 歳～5 歳児保護者	901 件	613 件	68.0%	6 歳～12 歳児の保護者	1,750 件	1,167 件	66.7%	25 歳～40 歳市民	500 件	274 件	54.8%
調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率																		
0 歳～2 歳児保護者	849 件	599 件	70.6%																		
3 歳～5 歳児保護者	901 件	613 件	68.0%																		
6 歳～12 歳児の保護者	1,750 件	1,167 件	66.7%																		
25 歳～40 歳市民	500 件	274 件	54.8%																		
平成 21 年 5 月 18 日	<p>第 1 回鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の結果報告について ・後期計画策定について 																				
平成 21 年 6 月 4 日	<p>第 1 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査の結果報告について ・後期計画策定について 																				
平成 21 年 7 月 21 日	<p>第 2 回鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期計画策定について 																				
平成 21 年 7 月 27 日	<p>第 2 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期計画策定について (ニーズ量、課題、スケジュール) ・市民懇談会、団体別懇談会について 																				
平成 21 年 8 月 24 日 ～ 9 月 28 日	<p>次世代育成団体別懇談会 かまくら子育てグループ懇談会 鎌倉市青少年指導員連絡協議会 鎌倉市私立幼稚園協会 鎌倉市私立幼稚園父母の会連合会 ピヨピヨ保育園保護者会 手をつなぐ育成会 主任児童委員*</p>																				
平成 21 年 8 月 26 日 ～ 8 月 29 日	<p>次世代育成支援かまくら市民懇談会 (深沢、玉縄、腰越、大船、鎌倉地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きらきらプラン後期計画策定について ・子育てを巡る様々な課題、要望、意見交換 																				
平成 21 年 10 月 1 日	<p>第 3 回鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策別検証シートについて 																				

年月日	審議会・委員会等審議内容等
平成 21 年 10 月 9 日	第 3 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策別検証シートについて ・ 緊急・重点課題、重点課題について ・ 評価指標について ・ 目標事業量について
平成 21 年 11 月 1 日 ～ 11 月 13 日	子どもの意見聴取 ジュニアリーダー 手広中学 1 年生 深沢高校ボランティア部
平成 21 年 11 月 18 日	第 4 回鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子（案）について ・ 重点施策について ・ 施策別方向性シートについて ・ パブリックコメント*について
平成 21 年 11 月 26 日	第 4 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子（案）について ・ 重点取組みについて ・ 施策別方向性について ・ 評価指標について
平成 22 年 1 月 12 日 ～ 2 月 10 日	パブリックコメント*の実施
平成 22 年 3 月 5 日	第 5 回鎌倉市次世代育成きらきらプラン庁内推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案に対する意見募集の結果について ・ 計画書変更点等について
平成 22 年 3 月 12 日	第 5 回鎌倉市次世代育成支援対策協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 素案に対する意見募集の結果について ・ 計画書変更点等について

4 次世代育成支援対策推進法の概要

基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行わなければならない。

責務

国・県・市

相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

国民

次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深める。
次世代育成支援対策への協力

事業主

雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努める。
次世代育成支援対策への協力

次世代育成支援対策
地域協議会

次世代育成支援対
策推進センター

↑ 推進に向けた
協議

↓ 策定支援
雇用環境の整備に
関する相談その他
の援助

一般事業主（従業員101人以上の企業）は、行動計画策定指針に即して達成すべき目標、講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定。100人以下は努力義務。特定事業主（国及び地方公共団体の機関）は、行動計画策定指針に即して、計画期間や目標、次世代育成支援対策の内容及びその実施時期を定めた行動計画を策定。

↓ 計画の周知・実施状況の公表

行動計画策定指針に即して達成すべき目標、講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定。

＜内容に関する7つの事項＞

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- 6 子ども等の安全の確保
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

5 国が定めた「行動計画策定指針」の概要

(1) 行動計画策定の背景及び趣旨

ア 行動計画策定の背景

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきた。

平成17年に初めて総人口が減少に転じ、出生数が106万人及び合計特殊出生率*が1.26と、ともに過去最低を記録。

平成18年6月に「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきたところである。

平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率*は1.26と示され(出生中位・死亡中位推計)国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、この乖離を生み出している要因が整理された。

平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、その中で、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされている。

平成19年12月に就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*憲章」及びその実現に向けた「仕事と生活の調和*推進のための行動指針」が取りまとめられた。

「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向け、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法等の一部を改正する法律案」平成20年12月3日に公布。さらに「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」」において、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進める。

イ 基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

ウ 行動計画の策定の目的

地方公共団体及び事業主は、行動計画策定指針に即して次世代育成支援対策のための10年間の集中的・計画的な取組を推進するため、それぞれ行動計画を策定し、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期等を定める。

(2) 行動計画の実施に関する基本的事項

ア 行動計画策定に当たっての基本的視点

子どもの視点
次代の親づくりという視点
サービス利用者の視点
社会全体による支援の視点
仕事と生活の調和*の実現の視点
すべての子どもと家庭への支援の視点
地域における社会資源の効果的な活用の視点
サービスの質の視点
地域特性の視点

イ 行動計画の策定に当たって必要とされる手続

現状の分析
ニーズ調査の実施
多様な主体の参画と情報公開

ウ 他の計画との関係

鎌倉市総合計画との調和
鎌倉市地域福祉計画等との調和

(3) 行動計画の内容に関する事項

1 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスの充実
保育サービスの充実
子育て支援のネットワークづくり
児童の健全育成
その他

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保
食育*の推進
思春期保健対策の充実
小児医療の充実

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親の育成

子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

家庭や地域の教育力の向上

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

良質な住宅の確保

良好な居住環境の確保

安全な道路交通環境の整備

安心して外出できる環境整備

安全・安心まちづくりの推進

5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

仕事と生活の調和^{*}の実現のための働き方の見直し

仕事と子育ての両立のための基盤整備

6 子ども等の安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

被害に遭った子どもの保護の推進

7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止対策の充実

母子家庭等の自立支援の推進

障害児施策の充実

6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）*憲章

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものでありその充実があってこそ人生の生きがい喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに「家族団らんの時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもあり、多様な働き方が模索されている。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和*の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和*を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和*の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものである。

(明日への投資)

仕事と生活の調和*の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和*の実現に官民一体となって取り組んでいくため、本憲章を定める。

〔仕事と生活の調和*が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和*が実現した社会とは「国民一人ひとりがやりが、いや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され家族・友人などとの充実した時間自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様な柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和*の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途「仕事と生活の調和*推進のための行動、指針」で定めることとする。

（企業と働く者）

（１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和*の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（３）国民全体の仕事と生活の調和*の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（４）仕事と生活の調和*の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

7 用語説明

英数字

NPO

「Nonprofit Organization」の略で「民間非営利組織」と訳す。政府や私企業とは独立した存在として、社会的な公益活動を行う組織や団体のこと。

NPO法人

特定非営利活動促進法により法人格を認証された民間非営利団体。法的には「特定非営利活動法人」という。

あ

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は、1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができる。事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。

また、育児休業の他に、一定の要件を満たしたなかで、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

か

合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値。この数値が、おおむね2.08を下回ると、将来、人口が減少するとされている。

コーホート変化率法

年齢別・男女別の人口について、出生・死亡や転入・転出などの要因を分けずにそれぞれ5年間の人口増減率をもとに将来の人口を推計する方法。

子どもの権利条約

子ども（18歳未満のすべての人間）を人権の主体として認め、その保障を地球規模で各国において実現することを約束し合った条約。

さ

仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランス参照

主任児童委員

児童福祉の活動を専任で行う民生委員児童委員*。関係機関と連携し、子育てに関する悩みの相談や、子育てに不安のある家庭の支援、子育てに関する情報提供等を行い、地域の子どもと子育て家庭を見守っている。また、主任児童委員が中心に運営する「子育てサロン」は、親子で気軽に参加することができ、子育て中の親の仲間づくりや息抜きの場、相談の場となっている。

食育

一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を身につけるための学習などの取り組み。

スクールカウンセラー

いじめや不登校をはじめ問題や悩みを抱える児童生徒への支援として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家。

た

待機児童

保育所入所申し込みが市に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない子どものこと。ただし、他に入所可能な保育所があるにも関わらず待機している場合は除く。

特別支援学校

盲・聾・養護学校の対象となっている 5 種の障害（盲・聾・知的障害・肢体不自由・病弱）及びこれらの重複障害に対応した教育を行う学校のこと。

障害のある子どもが幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けるとともに、学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能の習得を目的としている。

な

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

は

発達障害

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

パブリックコメント

市の基本的な政策などを策定するときに、事前に計画案を公表し、広く意見を求め、計画案に対する意見等を政策に反映するための一連の手続きを定めた制度のこと。

バリアフリー

スロープや手すりの設置、段差の解消等、高齢者や障害者等が移動しやすいよう配慮をすること。

ま

民生委員児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティア。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めている。また、すべての民生委員は児童員を兼ねており、主任児童委員*と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めている。

メンタルフレンド

不登校状態等で自宅にひきこもりがちな児童生徒に対して、兄や姉に相当する世代の大学生・大学院生が家庭等に訪問し、対人関係の芽を育めるよう、話し相手・遊び相手として支援するもの。

や

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等に関わらず、すべての人々にとって使いやすいよう、あらかじめ配慮したデザインにしていこうという考え方のこと。

わ

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

第7章の6に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*憲章」を掲載。